

# 気仙沼市役所地球温暖化対策率先行動計画

平成 3 1 年 3 月  
気 仙 沼 市

## はじめに

二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減義務等を定めた「京都議定書」が、2005（平成17）年2月に発効し、その中で、日本は2008（平成20）年から2012（平成23）年における温室効果ガスの排出量を1990（平成2）年比で6%削減するという義務が示された。

地球温暖化対策の推進に関する法律（1998（平成10）年10月）では、京都議定書に定められた温室効果ガスの排出削減目標を達成するため、国や地方公共団体、事業者、国民それぞれの責務が規定され、一体となって温暖化防止を推進し、持続可能な循環型社会の構築が求められている。

また、2015（平成27）年12月にフランス・パリで開かれた気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、全ての国が参加する公平で実効的な2020（平成32）年以降の法的枠組みである「パリ協定」が採択され、日本の中期目標は、2030（平成42）年度の温室効果ガスの排出を2013（平成25）年度の水準から26%削減することとなっている。

地球温暖化は人類の生存基盤にも関わる大きな問題として、国際的にも最重要課題のひとつに位置付けられている。

それを踏まえ、温室効果ガスの排出削減に向けて、事業者や市民の自主的かつ積極的な行動を求めるためには、市自らが率先して地球温暖化対策に努めることの意義は大きく、職員一人ひとりがその重要性を認識し、推進を図るものである。

# 目 次

## はじめに

<b>第1章</b>	<b>計画の基本的事項</b>	<b>1</b>
1	趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	基本的方向性	2
4	計画の期間等	2
5	計画の対象範囲	2
6	計画の対象とする温室効果ガスの種類	3
<b>第2章</b>	<b>温室効果ガスの排出抑制に関する目標</b>	<b>4</b>
1	温室効果ガスの総排出量の現況	4
2	温室効果ガスの総排出量に関する目標	6
3	温室効果ガス排出量抑制のための措置目標	7
<b>第3章</b>	<b>職員行動指針</b>	<b>10</b>
1	資源及びエネルギーの有効利用	10
	(1) 省エネルギーの推進	
	(2) 公用車燃料消費量の削減	
	(3) 水使用量の削減	
	(4) 用紙類の使用量削減	
2	廃棄物の削減及び再利用・再資源化・再生品の利用	13
	(1) 廃棄物の削減及びリサイクルの推進	
	(2) 再生紙の使用等	
	(3) 環境負荷の少ない製品等の使用	
3	再生可能エネルギーや次世代技術の積極的な導入と利用	15
	(1) 施設の新設・改修に伴う省エネルギー化	
	(2) サービスの購入	
	(3) 次世代自動車の導入	
4	その他の取組	17
	(1) 緑化の推進	
	(2) ワーク・ライフ・バランスの配慮	
	(3) 公共交通機関の利用	
	(4) 環境に関する研修及び情報の提供	
<b>第4章</b>	<b>推進管理体制と進捗状況の公表</b>	<b>18</b>
1	計画の推進体制	18
	(1) 推進体制	
	(2) 実施状況の点検・評価	
2	計画の実施状況の公表	19



# 第 1 章 計画の基本的事項

## 1 趣旨

本計画は、市役所が事業者・消費者の立場で自らが率先して環境負荷を低減するとともに、温室効果ガスの排出を抑制することを目的とする。

### 率先行動計画の意義

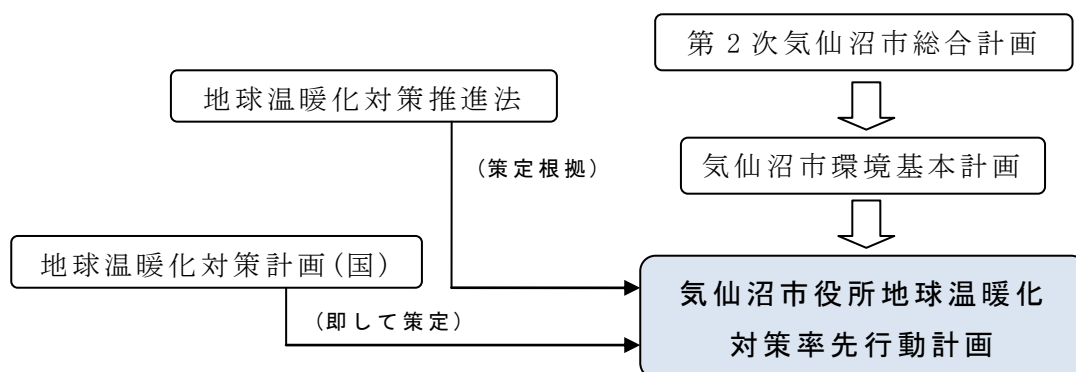
地方公共団体は、政策や事業を行うという行政の主体としての役割のほか、各種の製品やサービスの購入・使用など、事業者及び消費者として、通常の経済活動の主体としての性格を併せ持っており、行政区域の中では、職員数や事業量などからみて、きわめて規模の大きい経済主体と考えられるため、自らの事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を抑制することによる効果は大きいものと考えられます。

事業者及び市民に自主的・積極的な取組を求めるにあたっては、市役所が自ら率先して行動をとり、リーダーシップを発揮することの意義は極めて大きく、自ら対策に取り組むことを通じて、経験や知見が蓄積され、具体例を含め、事業者及び市民に対する情報提供や助言を効果的に行うことができます。

## 2 計画の位置付け

(1) 本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）第 21 条第 1 項に基づき、国の地球温暖化対策計画に即して策定する地方公共団体実行計画とする。

(2) 本計画は、気仙沼市環境基本計画における地球温暖化対策を推進する市の行動指針とする。



図－1 計画の位置付け

### 地方公共団体実行計画

地球温暖化対策推進法では，国の「地球温暖化対策計画」に即して，地方公共団体の事務・事業に関し，温室効果ガスの排出量の削減等に関する計画（地方公共団体実行計画）を策定することが義務付けられています。

## 3 基本的方向性

### I 【省エネ】

資源及びエネルギーの有効利用と節約を図る。

### II 【省資源・リサイクル】

廃棄物の減量を図るとともに，再利用，再資源化並びに再生品の利用を推進する。

### III 【再生可能エネルギーの利用】

再生可能エネルギーや次世代技術の積極的な導入と利用を推進する。

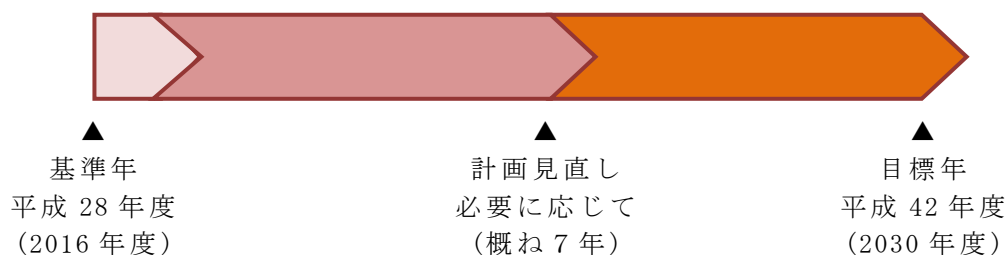
## 4 計画の期間等

### (1) 計画の期間

本計画の期間は，平成 31 年度（2019 年度）から平成 42 年度（2030 年度）までの 12 年間とし，必要に応じて見直しを行う。

### (2) 基準年

目標設定の基準年は，平成 28 年度（2016 年度）とする。



## 5 計画の対象範囲

### (1) 対象施設

本計画の対象とする施設は、市役所の全ての施設とする。

なお、外部への委託や指定管理等により管理する施設を含むものとする。

### (2) 事務事業の範囲

本計画は、市役所の全ての事務・事業に適用する。

## 6 計画の対象とする温室効果ガスの種類

本計画の対象とする温室効果ガスの種類は、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる温室効果ガス（表-1）のうち、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素とする。（市役所の事務事業から排出されないものや排出量の把握が困難なものを除外する。）

表-1 温室効果ガスの種類と計画の対象

種 類	地球温暖化係数
◎二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	1
◎メタン(CH <sub>4</sub> )	25
◎一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	298
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	12~14,800
パーフルオロカーボン(PFC)	7,390~17,340
六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	22,800
三ふっ化窒素(NF <sub>3</sub> )	17,200

※◎は、本計画の対象とする温室効果ガスである。

※HFC、PFC、SF<sub>6</sub>及びNF<sub>3</sub>については市役所の事務事業から排出されない又は排出量の把握が困難なため除外する。

## 第2章 温室効果ガスの排出抑制に関する目標

### 1 温室効果ガスの総排出量の現況

基準年（平成28年度）における温室効果ガス（二酸化炭素換算値）の総排出量は次のとおりである。

表－2 基準年における温室効果ガス総排出量

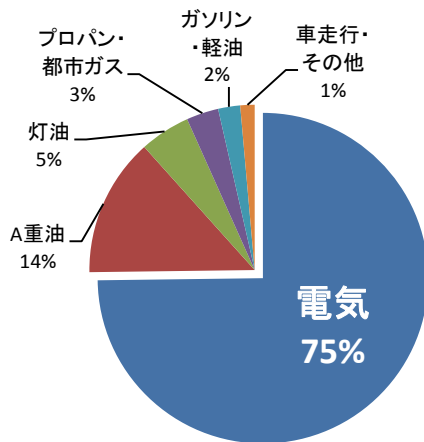
対象	項目		単位	活動量	温室効果ガス排出量 (二酸化炭素換算値) 【t-CO <sub>2</sub> 】	
二酸化炭素	電気の使用量		kWh	27,619,873	15,052.8	
	燃料の使用量	ガソリン	ℓ	140,309	325.5	
		灯油	ℓ	399,269	994.2	
		軽油	ℓ	41,852	108.0	
		A重油	ℓ	1,007,348	2,729.9	
		プロパンガス	m <sup>3</sup>	83,436	545.7	
		都市ガス	m <sup>3</sup>	40,571	87.6	
燃やせるごみのうち 廃プラスチックの焼却量		t	94	259.7		
メタン・一酸化二窒素	自動車の走行距離	ガソリン	乗用車	km	598,922	5.3
			バス	km	0	0.0
			軽乗用車	km	88,242	0.6
			普通貨物車	km	0	0.0
			小型貨物車	km	151,986	1.2
			軽貨物車	km	748,396	5.1
			特種用途車	km	73,030	0.8
	軽油	乗用車	km	978	0.002	
		バス	km	52,994	0.4	
		普通貨物車	km	65,545	0.3	
		小型貨物車	km	37,179	0.1	
		特種用途車	km	87,177	0.7	
	燃やせるごみの焼却量		t	448	7.6	
合計（総排出量）			—	20,125.6		



表－3 部門別総排出量

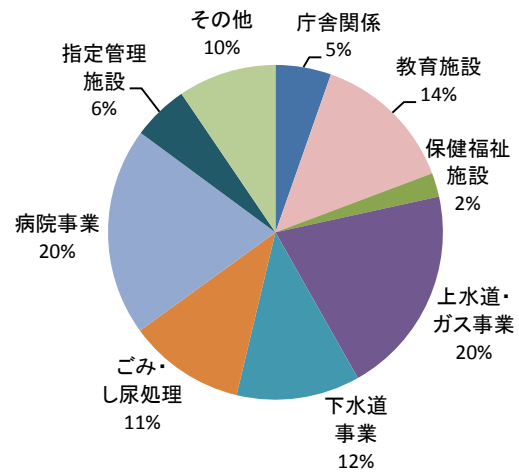
部 門	温室効果ガス排出量 (二酸化炭素換算値) 【t-CO <sub>2</sub> 】
庁舎関係（本庁舎・支所等）	1,081.9
教育委員会・教育施設（公民館，学校等）	2,796.2
保健福祉施設（すこやか，保育所等）	462.5
上水道・ガス事業	4,073.2
下水道事業	2,400.2
ごみ処理・し尿処理事業	2,268.8
病院事業	4,048.1
指定管理者制度導入施設	1,086.4
その他	1,908.2
合計（総排出量）	20,125.6

温室効果ガス排出量（項目別）



総排出量 20,126 t-CO<sub>2</sub>

温室効果ガス排出量（部門別）



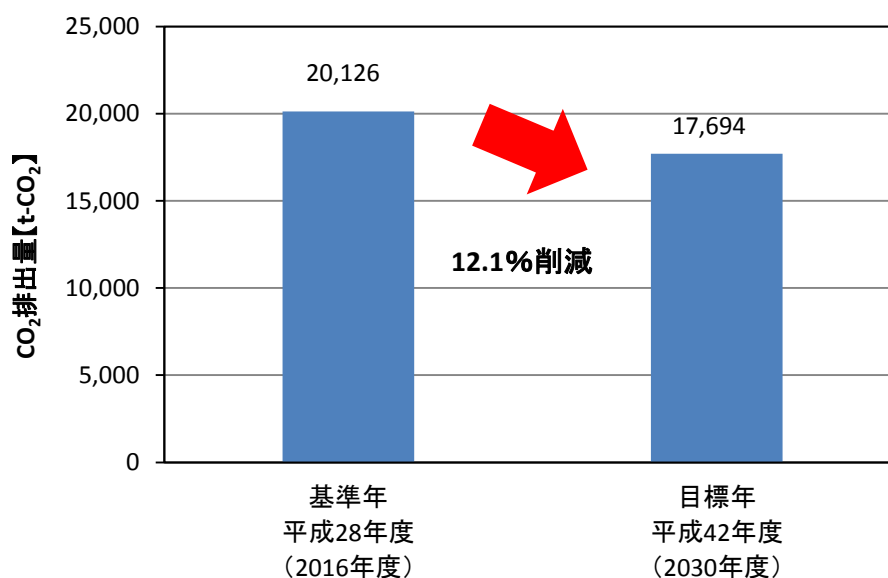
図－2 温室効果ガス排出量

## 2 温室効果ガスの総排出量に関する目標

基準年と比較して平成42年度(2030年度)の総排出量を12.1%削減することを目標とする。また、計画期間中の各年度の総排出量が当該年度の前年度の総排出量を上回らないことも目標とする。

表－4 温室効果ガス総排出量の目標

基準年 (平成28年度) A	目標年 (平成42年度) B	削減率 (A - B) / A
20,126 t-CO <sub>2</sub>	17,694 t-CO <sub>2</sub>	12.1 % (2,432 t-CO <sub>2</sub> )



図－3 温室効果ガス総排出量の目標

### 使用量の削減に係る措置目標の考え方

温室効果ガス総排出量に与える影響としては、大規模な施設の建設や廃止が大きく影響します。また、個別の取組には定量化できるものとできないものがあり、技術的に削減可能と見込まれる削減ポテンシャルの推計が難しいことから、職員のソフト的取組みにより期待される目標水準（努力目標）を目標としています。

なお、省エネルギー法に基づく工場等判断基準の中では、事業者の努力目標として、エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減することが定められています。

### 3 温室効果ガス排出量抑制のための措置目標

温室効果ガス総排出量に関する目標を達成するため、電気や燃料の使用量、廃棄物の排出量等の削減に係る措置目標を下表のとおり定める。また、各項目について、計画期間中の各年度の数値が当該年度の前年度の数値を上回らないことも目標とする。

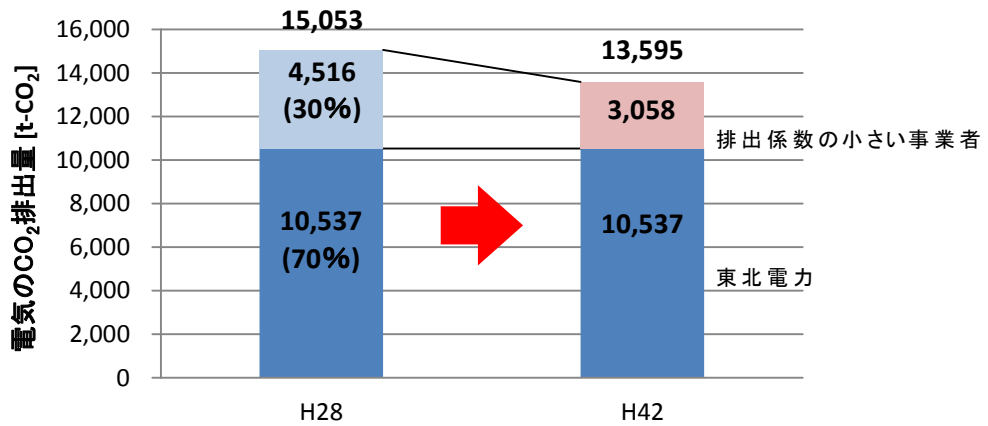
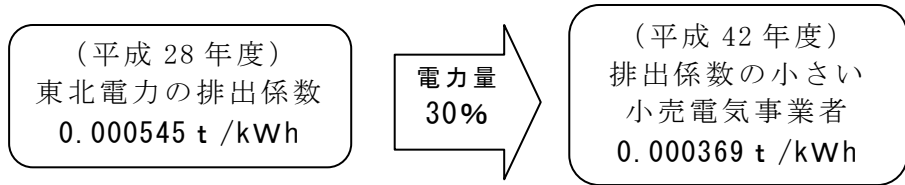
表－5 使用量の削減に係る措置目標

項目	内容	削減目標
電気の使用量	電気の使用量	5%
ガソリンの使用量	自動車の燃料として用いるガソリンの購入量	5%
灯油の使用量	暖房等の燃料として用いる灯油の購入量	5%
軽油の使用量	自動車の燃料として用いる軽油の購入量	5%
A重油の使用量	暖房等の燃料として用いるA重油の購入量	5%
プロパンガスの使用量	給湯器等の燃料として用いるプロパンガスの使用量	5%
都市ガスの使用量	給湯器等の燃料として用いる都市ガスの使用量	5%
燃やせるごみのうち 廃プラスチックの焼却量	燃やせるごみの量のうちの廃プラスチックの量	20%
燃やせるごみの焼却量	市の施設から排出された燃やせるごみの量	20%

表－6 二酸化炭素排出量の削減に係る措置目標

項目	内容	目標
温室効果ガス排出係数の小さい小売電気事業者からの電力調達	温室効果ガス排出係数の小さい小売電気事業者から調達する電力量の割合	30%

電力を排出係数の小さい事業者から調達する効果



【東北電力 100% の場合】

$$27,619,873 \text{ kWh} \times 0.000545 \text{ t /kWh} = 15,053 [ \text{t -CO}_2 ]$$

【電力量の 30% を排出係数の小さい小売電気事業者から調達した場合】

$$27,619,873 \text{ kWh} \times 0.70 \times 0.000545 \text{ t /kWh} = 10,537 [ \text{t -CO}_2 ]$$

$$27,619,873 \text{ kWh} \times 0.30 \times 0.000369 \text{ t /kWh} = 3,058 [ \text{t -CO}_2 ]$$

$$\text{計 } 13,595 [ \text{t -CO}_2 ]$$

$$15,053 [ \text{t -CO}_2 ] \Rightarrow 13,595 [ \text{t -CO}_2 ] \quad (9.7\% \text{ 削減})$$

※排出係数は、調達先によっても異なり、電源構成に占める再生可能エネルギーの比率が高い事業者ほど排出係数は小さくなります。

※平成42年度の小売電気事業者の排出係数は、目標とする値です。

※排出係数は、毎年、見直され算出されます。

表－7 温室効果ガス削減目標

項目	温室効果ガス排出量 (二酸化炭素換算値)		削減率
	基準年 (平成 28 年度) 【 t-CO <sub>2</sub> 】	目標年 (平成 42 年度) 【 t-CO <sub>2</sub> 】	
電気の使用	15,052.8	12,914.8	△14.2%
ガソリンの使用	325.5	309.2	△5.0%
灯油の使用	994.2	944.5	△5.0%
軽油の使用	108.0	102.6	△5.0%
A重油の使用	2,729.9	2,593.4	△5.0%
プロパンガスの使用	545.7	518.4	△5.0%
都市ガスの使用	87.6	83.3	△5.0%
燃やせるごみのうち 廃プラスチックの焼却	259.7	207.7	△20.0%
自動車の走行	14.6	13.9	△5.0%
燃やせるごみの焼却	7.6	6.1	△20.0%
合計 (総排出量)	20,125.6	17,693.8	△12.1%

### 第3章 職員行動指針

職員行動指針は、積極的に実践すべき事項を示したものです。この指針のほか、各部署の事務の特性に応じて、より積極的な取組を目指すものとする。

#### 1 資源及びエネルギーの有効利用

##### (1) 省エネルギーの推進

No.	取組内容
1-1	昼休みや夜間等の照明は、必要最小限の範囲で点灯し、不要な個所の消灯を徹底する。
1-2	昼休みや長時間席を離れるときは、情報システム端末（ノートパソコン）のディスプレイを閉じる。
1-3	OA機器は、長時間使用しない時には電源を切るなど、適正な電源管理を行う。
1-4	夜間や休日は、プリンターの主電源を切る。
1-5	省エネタップなどにより待機電力の削減を図る。
1-6	冷蔵庫や電気ポットなどの電化製品は、必要以上に設置しない。
1-7	OA機器、照明器具の省エネルギー型への切替えを計画的に進める。
1-8	空調機器の設定温度は、冷房の場合は28℃程度、暖房の場合は20℃程度とする。
1-9	空調機器のフィルターは、定期的に清掃する。
1-10	クール・ビズやウォーム・ビズを推進する。
1-11	エネルギーの年間使用量について把握・管理することで削減を図る。

#### 【電気の省エネルギーによる効果の例】

省エネ行動の例	電気の省エネ量	CO <sub>2</sub> 削減量	節約金額
37Wの蛍光灯1灯の点灯時間を1日1時間短縮した場合	13.5kWh/年	6.6kg/年	約300円/年
ノート型パソコンの利用時間を1日1時間短縮した場合	5.48kWh/年	2.7kg/年	約120円/年
冷房を1日1時間短縮した場合 (設定温度：28℃)	18.78kWh/年	9.1kg/年	約410円/年
暖房を1日1時間短縮した場合 (設定温度：20℃)	40.73kWh/年	19.8kg/年	約900円/年

## (2) 公用車燃料消費量の削減

No.	取組内容
1-12	エコドライブ（環境に配慮した運転）を一層徹底する。
1-13	定期的な点検・整備の励行を図る。
1-14	タイヤの空気圧はこまめにチェックする。
1-15	不要な荷物は積まず、積載重量を軽減する。
1-16	カーエアコンの冷暖房は温度や風量を過度にならないように設定する。
1-17	出張には、公共交通機関の利用に努めるとともに、庁用車を使用する際には、相乗りにも努める。
1-18	各車両の燃料使用量，走行距離，燃費等を把握し，適正配置に努める。

### 【エコドライブ等による効果の例】

省エネ行動の例	ガソリンの省エネ量	CO <sub>2</sub> 削減量	節約金額
ふんわりアクセル「eスタート」	83.57ℓ/年	194.0kg/年	約 13,040 円/年
加減速の少ない運転	29.29ℓ/年	68.0kg/年	約 4,570 円/年

### エコドライブ10のすすめ

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| ① ふんわりアクセル『eスタート』 | ⑥ 暖機運転は適切に         |
| ② 加減速の少ない運転       | ⑦ 道路交通情報の活用        |
| ③ 早めのアクセルオフ       | ⑧ タイヤの空気圧はこまめにチェック |
| ④ エアコンの使用は控えめに    | ⑨ 不要な荷物は積まずに走行     |
| ⑤ アイドリングストップ      | ⑩ 駐車場所に注意          |

### (3) 水使用量の削減

No.	取組内容
1-19	水を流しっぱなしにしないなど節水を心がける。
1-20	必要に応じて節水コマを取り付ける。
1-21	上水道使用量について把握・管理することで削減を図る。

### (4) 用紙類の使用量削減

No.	取組内容
1-22	コピー機の使用にあたっては、必要最小限の量とするとともに、その必要性を十分精査する。
1-23	会議資料及び行政文書の簡素化を図る。
1-24	プリンター・コピー機は、両面印刷・両面コピーを徹底する。
1-25	縮小印刷で足りるものは、縮小・集約した資料とする。
1-26	各種報告書または外注による印刷物等は、ページ数や部数についても必要最小限度の量となるよう見直しを図る。
1-27	分別回収ボックスを各課に配置し、ミスコピーや使用済み用紙の再資源化を推進する。
1-28	情報の電子化を推進し、電子メールや庁内掲示板での通知、照会、資料配布等により紙でのやり取りを削減する。
1-29	電子化された参考資料等は、パソコン画面上での閲覧を原則とし、印刷は最小限にする。
1-30	用紙類の年間使用量について把握・管理し、削減を図る。

#### 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量の削減は、二酸化炭素の吸収源である森林資源の保全とともに廃棄物の削減につながります。



## 2 廃棄物の削減及び再利用・再資源化・再生品の利用

### (1) 廃棄物の削減及びリサイクルの推進

No.	取組内容
2-1	各部署での分別を徹底する。
2-2	廃棄物の有効利用を図る。
2-3	不用品については、電子掲示板を利用し、再利用を図る。
2-4	シュレッダーの使用は必要最小限とする。
2-5	廃棄文書は、可能な限り、再資源化を図る。
2-6	コピー機、プリンターのトナーカートリッジの回収を徹底し、リサイクルを推進する。
2-7	詰め替え可能な事務用品等を使用する。
2-8	マイバッグやマイカップの使用に努める。
2-9	名刺等の再生紙化を図る。
2-10	食堂等におけるリターナブル容器の使用を推進するとともに、割り箸の使用自粛を呼び掛ける。
2-11	購入するお弁当には、マイはしの使用を推進する。

### (2) 再生紙の使用等

No.	取組内容
2-12	用紙類は、原則として、全てエコマーク、グリーンマーク等各種環境ラベリング事業対象製品またはこれと同等の再生紙を使用する。
2-13	用途に応じ、古紙パルプ配合率のできるだけ多いものを選択する。
2-14	外注による印刷物等は、環境ラベリング事業対象製品またはこれと同等の再生紙をできる限り使用する。また、これら印刷物等においては、古紙パルプ配合率を明記する。
2-15	可能な限り、白色度の低い用紙を選択する。

### 再生紙の使用

再生紙の使用にあたっては、古紙利用の促進と二酸化炭素の吸収源である森林資源の保全、廃棄物の削減など多くの観点から、古紙配合率はできる限り高いほうが望ましいとされています。

また、白色度が低いものほど脱墨剤や漂白剤等の薬品の使用量の削減等につながり、エネルギー使用の削減や生産コストの削減につながります。

### 環境ラベリングの例

#### ○エコマーク



(財)日本環境協会が環境保全型商品を認定し、その商品に表示できるマークです。

#### ○グリーンマーク



(財)古紙再生促進センターが古紙の再生利用製品(原則40%以上原料に利用したもの)に表示しているマークです。

### (3) 環境負荷の少ない製品等の使用

No.	取組内容
2-16	物品の調達にあたっては、グリーン購入法や環境ラベリング商品等の環境負荷の少ない製品等を優先的に購入する。
2-17	再使用又はリサイクル可能な製品等を優先的に使用し、使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
2-18	簡易包装での納入に努める。

### グリーン購入とは

購入する前に本当に必要かをよく考え、購入する場合には、品質や価格だけでなく、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する取組です。

### 3 再生可能エネルギーや次世代技術の積極的な導入と利用

#### (1) 施設の新設・改修に伴う省エネルギー化

No.	取組内容
3-1	施設の建築にあたっては、高効率、高断熱による省エネルギー対策を徹底する。
3-2	太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入する。
3-3	LED照明を積極的に導入する。
3-4	大規模施設にあっては、ビルのエネルギー管理システム（BEMS）の導入を検討する。
3-5	市役所新庁舎の建設にあたっては、ネット・ゼロ・エネルギービル（ZEB）等の導入による環境にやさしい庁舎を目指す。
3-6	施設・設備の改修にあたっては、エネルギー消費効率が優れ、かつ、効率的な使用が可能となる設備の設置又は適切な改修に努める。
3-7	建設材料には、再生されたもの、または再生できるものをできるだけ使用するとともに、建設廃材等の再利用を推進する。
3-8	雨水の貯留槽等の雨水利用設備・中水利用設備の導入を推進する。
3-9	必要に応じ、トイレに流水音発生器を設置する。

#### **BEMS（ベムス）とは**

ビル内の配電、空調、照明、換気、OA機器等の電力使用量をモニタリング・制御し最適なエネルギー管理を行うもので、使用電力量のデマンドピークを抑制することにより、電気基本料金を削減することができます。

#### **ZEB（ゼブ）とは**

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

建物の構造や設備の省エネルギー化により消費するエネルギー削減し、再生可能エネルギーの利用による創エネによって消費する分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにするものです。

## (2) サービスの購入

No.	取組内容
3-9	使用電力の購入に際して、温室効果ガス排出係数の小さい小売電気事業者の選択を検討する。
3-10	自動販売機の設置にあたっては、省エネルギー化を促す。

### 温室効果ガス排出係数の小さい電力

温室効果ガス排出係数は、一般電気事業者や小売電気事業者ごとに異なります。電源に再生可能エネルギーを多く利用していれば、温室効果ガス排出係数が小さくなります。

## (3) 次世代自動車の導入

No.	取組内容
3-11	公用車の買い替えにあたっては、ハイブリッド自動車（HV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）など次世代自動車を選択することや燃費を重視した仕様とする。

## 4 その他の取組

### (1) 緑化の推進

No.	取組内容
4-1	敷地内の緑化を進めるとともに、屋上等の緑化を図る。

#### 緑化の推進

敷地内や周辺の緑化は、自然環境の保全のほか、二酸化炭素の吸収源としての効果も期待されます。また、屋上の緑化は、断熱性能の向上により、冷暖房等に係るエネルギー使用量の削減にもつながります。

### (2) ワーク・ライフ・バランスの配慮

No.	取組内容
4-2	ノー残業デーを徹底し、超過勤務を縮減する。
4-3	土日勤務や午後 9 時以降の勤務を原則禁止とするほか、休暇の取得促進など CO <sub>2</sub> 削減に向けた効率的な勤務体制を推進する。

### (3) 公共交通機関等の利用

No.	取組内容
4-4	通勤における公共交通機関の利用を促進する。
4-5	自転車の利用や乗り合い通勤を促進する。

### (4) 環境に関する研修及び情報の提供

No.	取組内容
4-6	環境に関するシンポジウム、研修会、イベントへの積極的な参加を促す。
4-7	物品等の購入または使用に際し必要な情報を提供する。

## 第4章 推進管理体制と進捗状況の公表

### 1 計画の推進体制

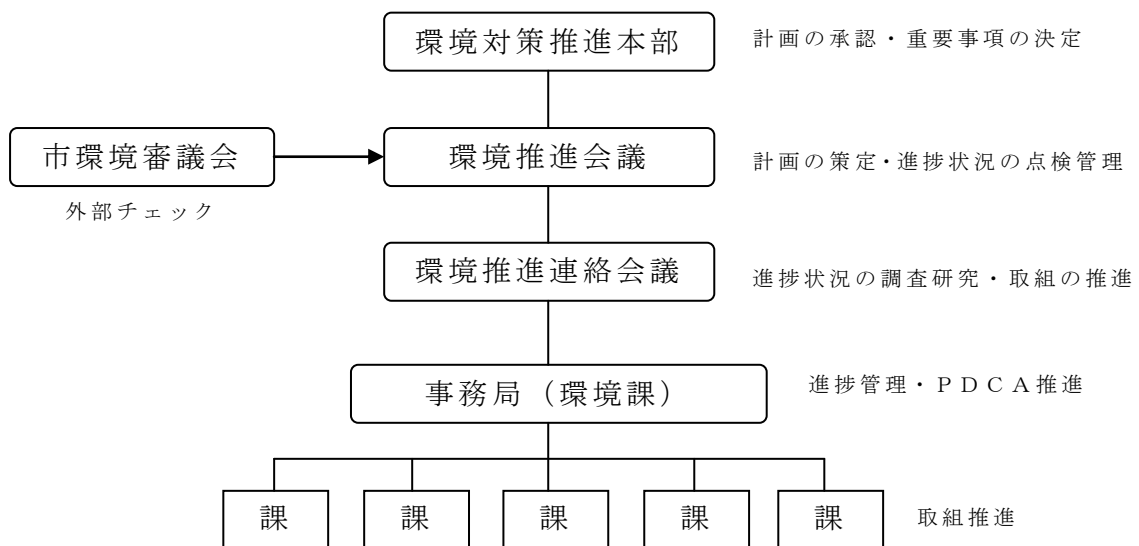
#### (1) 推進体制

本計画の推進及び実施状況等の点検・管理は、市環境対策推進本部要綱に基づく環境推進会議及び環境推進連絡会議において行う。

環境推進会議は、本計画の推進に向けた具体的事項を協議し、その実施状況を点検管理する。

環境推進連絡会議は、本計画の進捗状況の調査研究を行うとともに、目標達成に向け、全庁的な取組を推進する。

本計画の推進に係る重要事項は、環境対策推進本部において決定する。



図－4 推進管理体制

(2) 実施状況の点検・評価

事務局は、毎年、実施状況を調査し、達成度合いとその原因を把握した上で、必要に応じて計画の運用や達成方法の見直しを行う。

表－８ 進行管理年間スケジュール

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
取組推進	→											
情報提供	随時 →											
エネルギー使用量調査		→										
とりまとめ・総括			→									
評価・見直し					→							
実施状況の公表						→						

2 計画の実施状況の公表

地球温暖化対策推進法第 21 条第 4 項に基づき、計画の実施状況は、ホームページ等を利用して広く公表する。